

○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を改正する省令
 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の九）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第六条（略） （音声信号）</p> <p>第七条 音声信号のうちPESパケットによるものの標本化周波数は、三二kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の七）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第六条（略） （音声信号）</p> <p>第七条 音声信号のうちPESパケットによるものの標本化周波数は、三二kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。</p>

2 ～ 4 (略)
第八条 (略)

第二章 (略)

第九条～第十七条 (略)

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条～第二十一条 (略)
(AC信号)

第二十二条 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
 - 二 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）
- 2 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。
- 3 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使

2 ～ 4 (略)
第八条 (略)

第二章 (略)

第九条～第十七条 (略)

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条～第二十一条 (略)
(AC信号)

第二十二条 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
 - 二 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）
- 2 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。
- 3 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使

用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

第二十四条の二～第二十四条の四 (略)

(AC信号)

第二十四条の四の二 放送に関する付加情報のうち次に掲げるものの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
- 二 地震動警報情報
- 三 地域の防災又は安全に関する情報(前号に掲げるものを除く。別表第二十三号の二において「地域の防災・安全情報」という。)

2 ACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第二十三号の二に示すとおりとする。

3 一セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。

第二十四条の五・第二十四条の六 (略)

(音声信号の符号化)

第二十四条の七 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、第五条第一項に規定するもののほか、線形予測符号化方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものとし、その音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(音声信号)

第二十四条の八 第七条第一項の規定にかかわらず、音声信号のうちPESパケットによるものの標準化周波数は、 22kHz 以上とする。

(準用規定)

用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

第二十四条の二～第二十四条の四 (略)

第二十四条の五・第二十四条の六 (略)

(準用規定)

第二十四条の九 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで 及び第十七条の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。

第二節・第三節 (略)

第五章～第七章 (略)

別表第一号～別表第二十三号 (略)

別表第二十三号の二 ACシンボルを生成するAC信号の構成(第24条の4の2第2項関係)

ACシンボルを生成するAC信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ACシンボルのための復調基準信号
$B_1 \sim B_3$	構成識別
$B_4 \sim B_{203}$	変調波の伝送制御に関する付加情報、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報

注1 ACシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示す W_i と同一の値をとるものとする。

2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報を伝送する場合は001又は110とする。

第二十四条の七 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二条の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二条第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節・第三節 (略)

第五章～第七章 (略)

別表第一号～別表第二十三号 (略)

3 地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

別表第二十四号～別表第六十一号 (略)

別表第六十二号 搬送波を変調する信号の構成 (第 59 条第 1 項関係)

(図略)

注 1～5 (略)

注 6 伝送信号点配置信号の値は、以下のとおりとし、その電力拡散信号は別記 3 のとおりとする。

(1) スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、'0000' を開始値として 1 ずつ増加させた値を '1111' まで順に並べ、これを 2 回繰り返したものとする。

(2)～(4) (略)

別表第六十三号～別表第六十九号 (略)

別表第六十九号の二 輝度信号及び色差信号の方程式 (第 63 条第 1 項及び第 81 条の 2 第 1 項関係)

$$D'_Y = \text{INT} [876E'_Y + 64]$$

$$D'_{CB} = \text{INT} [896E'_{CB} + 512]$$

$$D'_{CR} = \text{INT} [896E'_{CR} + 512] \text{ (標記は十進数)}$$

注 1・2 (略)

3 E'_Y 、 E'_{CB} 及び E'_{CR} は、次のとおりとする。

$$\underline{E'_Y = 0.2627E'_R + 0.6780E'_G + 0.0593E'_B}$$

$$E'_{CB} = (E'_B - E'_Y) / 1.8814$$

$$E'_{CR} = (E'_R - E'_Y) / 1.4746$$

別表第二十四号～別表第六十一号 (略)

別表第六十二号 搬送波を変調する信号の構成 (第 59 条第 1 項関係)

(図略)

注 1～5 (略)

注 6 伝送信号点配置信号の値は、以下のとおりとし、その電力拡散信号は別記 3 のとおりとする。

(1) スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、'0000' を開始値として 1 ずつ増加させた値を '1111' まで順に並べ、これを 2 回繰り返したものとする。

(2)～(4) (略)

別表第六十三号～別表第六十九号 (略)

別表第六十九号の二 輝度信号及び色差信号の方程式 (第 63 条第 1 項及び第 81 条の 2 第 1 項関係)

$$D'_Y = \text{INT} [876E'_Y + 64]$$

$$D'_{CB} = \text{INT} [896E'_{CB} + 512]$$

$$D'_{CR} = \text{INT} [896E'_{CR} + 512] \text{ (標記は十進数)}$$

注 1・2 (略)

3 E'_Y 、 E'_{CB} 及び E'_{CR} は、次のとおりとする。

$$\underline{E'_Y = 0.2637E'_R + 0.6780E'_G + 0.0593E'_B}$$

$$E'_{CB} = (E'_B - E'_Y) / 1.8814$$

$$E'_{CR} = (E'_R - E'_Y) / 1.4746$$

ただし、 E'_R 、 E'_G 及び E'_B はそれぞれ画素数を走査したときに生ずる赤、緑及び青の各信号電圧をガンマ補正（受像管の赤、緑及び青に対する輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれの信号電圧 E'_R 、 E'_G 及び E'_B を受像管の特性の逆特性を持つように補正することをいう。）した電圧（基準白色レベルで正規化された電圧）であって、CIE表示系（国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。）において次の表に掲げるx及びyの値を有する赤、緑及び青を三原色とする受像管に適合するものとする。

	x	y
赤	0.708	0.292
緑	0.170	0.797
青	0.131	0.046

ガンマ補正は、以下の特性によるものとする。

$$E' = \alpha L^{0.45} - (\alpha - 1) \quad (\beta \leq L \leq 1)$$

$$E' = 4.50L \quad (0 \leq L < \beta)$$

ただし、 E' は映像信号のカメラ出力に、 L はカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも注4に示す基準白色により正規化した値とする。 α 及び β は、次の連立方程式の解とし、計算に当たっては小数点以下第三位未満の端数は四捨五入した値を用いてもよい。

$$\begin{cases} 4.5\beta = \alpha\beta^{0.45} - \alpha + 1 \\ 4.5 = 0.45\alpha\beta^{-0.55} \end{cases}$$

4 (略)

別表第七十号・別表第七十一号 (略)

ただし、 E'_R 、 E'_G 及び E'_B はそれぞれ画素数を走査したときに生ずる赤、緑及び青の各信号電圧をガンマ補正（受像管の赤、緑及び青に対する輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれの信号電圧 E'_R 、 E'_G 及び E'_B を受像管の特性の逆特性を持つように補正することをいう。）した電圧（基準白色レベルで正規化された電圧）であって、CIE表示系（国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。）において次の表に掲げるx及びyの値を有する赤、緑及び青を三原色とする受像管に適合するものとする。

	x	y
赤	0.708	0.292
緑	0.170	0.797
青	0.131	0.046

ガンマ補正は、以下の特性によるものとする。

$$E' = \alpha L^{0.45} - (\alpha - 1) \quad (\beta \leq L \leq 1)$$

$$E' = 4.50L \quad (0 \leq L < \beta)$$

ただし、 E' は映像信号のカメラ出力に、 L はカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも注4に示す基準白色により正規化した値とする。 α 及び β は、次の連立方程式の解とし、計算に当たっては小数点以下第三位未満の端数は四捨五入した値を用いてもよい。

$$\begin{cases} 4.5\beta = \alpha\beta^{0.45} - \alpha + 1 \\ 4.5 = 0.45\alpha\beta^{-0.55} \end{cases}$$

4 (略)

別表第七十号・別表第七十一号 (略)

改正案	現行
<p>（認定の際に指定する周波数の表示）</p> <p>第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式 <u>第二十四条の九</u> 又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率</p>	<p>（認定の際に指定する周波数の表示）</p> <p>第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式 <u>第二十四条の七</u> 又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率</p>